

【部落差別（同和問題）】

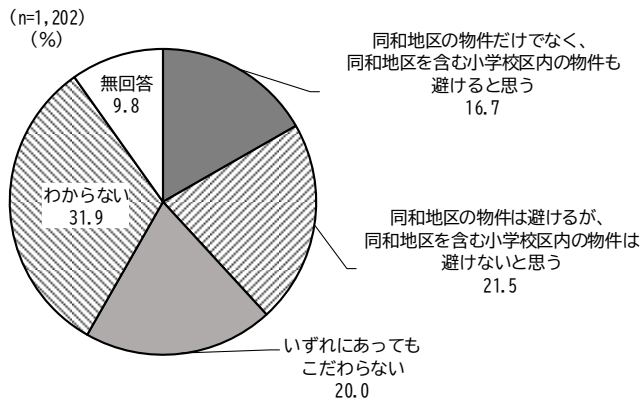
基本方針

〈現状〉

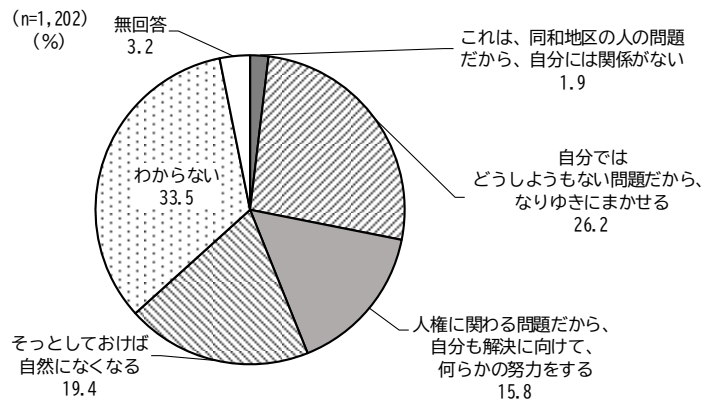
- 差別解消に向けた同和地区の環境改善を行う同和対策事業は、平成 14 年(2002 年) 3 月に根拠法が失効しました。しかし、このことは部落差別(同和問題)が解消したことを意味するものではなく、これまでに積み重ねられてきた教育及び啓発や環境改善の取組を、部落差別(同和問題)やその他の人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていく必要があります。
- 国においては、平成 28 年(2016 年)12 月に「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、初めて「部落差別」という文言が法律名に使われるとともに、現在もなお部落差別が存在することが明記され、基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり部落差別は許されないものであるという認識のもと、国や地方公共団体が部落差別を解消するため、相談体制の充実を図ることや、必要な教育・啓発を行うことが記されました。令和元年度(2019 年度)には、国による都道府県及び都道府県教育委員会並びに市町村及び市町村教育委員会が把握した差別事例の実態調査が実施されましたが、今後も国と地方自治体が連携した取組が求められます。
- 法務省は、令和 2 年度(2020 年度)の「啓発強調事項」から、表記を「同和問題(部落差別)」から、「部落差別(同和問題)」に改め、市も倣っています。
- 本市においては、これまで各種の生活環境・生活実態の改善の事業を進めてきましたが、生活実態の目安の一つである生活保護率の推移については、依然として格差が見られます。
- 部落差別はインターネット上にも存在しており、特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別的表現が書き込まれたり、「部落探訪」と称し特定の地域を同和地区であるとして、その地域を撮影した動画の配信などが行われています。このような動きに対し、令和 3 年(2021 年)には神戸地裁がサイト運営会社に削除を命じる決定を全国で初めて行ったり、令和 4 年(2022 年)には動画配信サイトの運営会社が同社のヘイトスピーチ指針に反するとして動画の削除を行ったりするなどの対応がとられてきましたが、現在も多数の動画が残っています。本市におきましても、「インターネットモニタリング」に取り組んでいるほか、法務局や県、県内市町と連携を図っています。
- 姫路市内での人権相談として、神戸地方法務局姫路支局のほか、法務大臣委嘱の人権擁護委員が原則として毎月 4 回、姫路市役所本庁舎や出先機関において差別などの人権相談を受け付けています。また、姫路市担当職員や総合センター職員においても人権相談に応じており、人権侵害事案の早期発見に努めています。
- 本市の学校教育においては、姫路市中学校区群人権教育研修会を継続的に行い、その間に各校 1 回の「研究発表会」を実施しており、その中で、同和問題部会を必ず位置付けて、教職員の部落差別に対する認識を深めています。また、道徳科においては、発達段階に応じて公正・公平な態度の育成に取り組んでおり、高学年では部落差別を扱った授業を行い、社会科では、歴史において差別解消に取り組んできた人々に視点を当てた授業を行っています。

- 本市の社会教育においては、姫路市連合自治会を活動母体とする「姫路市校区同和教育推進委員会」を昭和46年(1971年)に組織し、その後、平成18年(2006年)に「姫路市校区人権教育推進委員会」と名称を変え、小学校区ごとに住民主体の学習会を推進し、「人権文化に満ちた社会の実現」を目指して、継続した取組を行っています。また、企業については関係機関と協力し、雇用主に対して企業内人権研修の実施や公正な採用選考の確立を図るよう指導しています。
- 皮革産業については、本市を含む西播磨地域が国内生産の7割を占めています。品質の改良と生産の拡大に取り組んできましたが、経済不況による需要の減少、高級ブランド志向、安価な輸入皮革製品の増加などにより、状況は厳しさを増しています。本市においては、行政と関係業界が一体となって平成28年(2016年)に「姫路市皮革関連産業対策推進協議会」を設置し、皮革関連産業の健全な発展を目指した取組を進めています。一方、平成27年(2015年)には、姫路の皮革の品質が認められ、パリ・コレクションの衣装に採用されたり、パリ・コレクションで活躍するデザイナーによる姫路の革を使った作品のファッションショーが姫路城を舞台に開催されました。さらに、令和5年(2023年)9月には、姫路城世界文化遺産登録30周年記念イベントとして「姫路レザーファッションショー」が、姫路の伝統的な皮革産業の認知度向上と需要拡大を図ることを目的として行われました。
- 本市においては、食肉産業も盛んで、平成27年(2015年)に食肉処理施設が完成し、兵庫の高級和牛ブランド「神戸ビーフ」を扱う施設として、海外への輸出の拠点となっています。
- 市民意識調査では、住宅を選ぶ際に「同和地区の物件は避けるが同和地区を含む小学校区内の物件は避けられないと思う」と「同和地区の物件だけでなく、同和地区を含む小学校区内の物件も避けると思う」とが合わせて38.2%となっており、平成28年度(2016年度)の調査結果よりやや減少がみられました。しかし、「いずれにあってもこだわらない」は平成28年度(2016年度)と同様に約2割と顕著な差はみられず、「わからない」がやや増加し明確な判断を避ける人が増えています。また、避けると回答した人の理由として、平成28年度(2016年度)調査と同様に「こわいイメージがあるから」が約4割となっているなど、依然として偏見に基づく同和地区への忌避意識が根強く残っていることがうかがえます。
- 部落差別(同和問題)の解決に対する考えとして、「人権に関わる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」と回答した人は15.8%となっています。一方、「これは、同和地区の人の問題だから、自分には関係がない」、「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせる」、「そっとしておけば自然になくなる」と回答する人は47.5%となっており、多くの人が部落差別(同和問題)を「他人ごと」として捉えていることがうかがえます。

同和地区や同和地区を含む 小学校区内にある住宅の購入・賃貸



同和問題の解決に対する考え

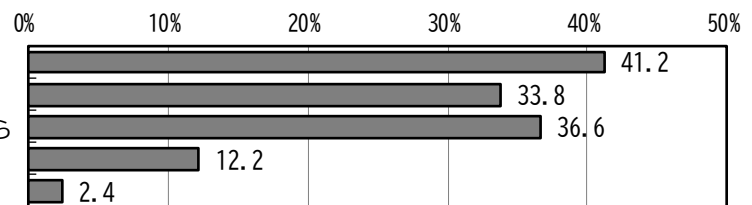


出典：人権についての姫路市民意識調査（令和4年2月）

同和地区や同和地区を含む小学校区内にある物件を避ける理由（複数回答）

(n=459)

- 1 こわいイメージがあるから
- 2 自分も同和地区出身者と思われるから
- 3 周りの人から避けたほうがよいと言われるから
- 4 その他
- 無回答



出典：人権についての姫路市民意識調査（令和4年2月）

〈課題〉

- 差別落書き、インターネット上の差別的な書き込み、同和地区への偏見に基づく忌避意識など看過できない現実があり、人権教育と啓発をより一層発展させていく必要があります。
- インターネットモニタリングを実施していますが、差別的な表現が疑われる書き込みや投稿の削除を依頼しても、管理者（運営者）の基準が示されておらず、削除されていないケースもあります。モニタリング体制の強化のため、法務局や県、県内市町との連携を深めていきます。
- 総合センター・集会所は、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権課題の解決を見据えて、地域社会の実情や住民のニーズの把握に努め、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の市民交流の拠点として設置されています。また、生涯学習の拠点ともなる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決、人権をテーマにした各種事業を総合的に行っています。今後も、総合センター・集会所のグループ化による職員の適正な人員配置を行い、効率的な運営を目指します。また、地域における生活環境の改善など生活上の課題や各種相談について、関係機関との連携を図り必要な事業を実施するほか、ボランティア活動等による日本語補習教室等も支援し、その解決及び住民の自立支援に努めるため、一層の取組を進めていきます。

- 現在の部落差別(同和問題)における課題の一つが教育格差です。本市においても、人権啓発交流推進事業等各種の取組により学力・進学の方格差の解消を図ってきています。高校進学率においては、一定の成果を上げてしていると推測されますが、今後も高校進学先の種別等を注視していくとともに大学進学の方況把握にも努めながら、同和教育の精神や手法を生かし、学校の全教育活動をとおり子どもの自己実現と進路保障に取り組んでいきます。また、もう一つの課題である差別意識の解消については、子どもの発達段階に応じて全教育活動に位置付けて取り組みます。
- 市民意識調査において、部落差別(同和問題)の解決に対する考えについては、「人権に関わる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」が1割台にとどまっており、「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせる」、「そっとしておけば自然になくなる」という回答が半数近くを占めています。あらゆる差別の解決には人権侵害を「他人ごと」として捉えるのではなく、自身の問題として捉え、解決に向けて行動する人権意識を持つことが大切です。いわゆる「寝た子を起すな論」によって差別がなくなると考えることは誤りであり、部落差別(同和問題)の解決に向けた積極的な市民の意識形成が課題といえます。
- 市民意識調査において、同和地区や同和地区を含む小学校区内の物件について、4割近くの方が忌避意識を示しています。忌避意識は前回の市民意識調査から大きな変化がなく、同様の傾向が見られます。このような結果を踏まえ、同和地区に対する偏見や誤った知識に起因した忌避意識の解消が課題となっています。

〈教育及び啓発の方針〉

同和教育は、部落差別(同和問題)の解決を出発点とし、実践の中で様々な人権課題の解決を目指す活動へと裾野を広げてきました。今後はこれまでに積み上げてきた成果を踏まえ、人権という普遍的な文化を築くための人権教育及び啓発として発展的に再構築していく必要があります。その中でも部落差別(同和問題)を重要な人権課題として位置付け、地域住民の意見などを十分に踏まえて差別解消の視点を見失うことなく、関係機関が連携を密にし、様々な課題解決に向け取り組みます。

市民意識調査において「部落差別解消推進法」の内容を知っている人の割合が低くなっています。同和地区に対する根強い忌避意識や同和地区や同和地区出身者に対するインターネット上の差別が起こる中、新たな差別を生まないためにも、法律の継続的な広報等により周知を図ります。

〈事業の柱〉

- ①人権啓発活動の充実
- ②学校・園所における取組の充実
- ③社会教育における取組の充実
- ④総合センター・集会所での取組の推進
- ⑤人権相談の充実
- ⑥インターネットモニタリングの充実
- ⑦事前登録型本人通知制度※の周知
- ⑧土地忌避意識の払拭への取組

※本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を本人等の代理人やその他の第三者に交付した場合に、本人(事前に登録した人)に対して、その交付した事実を通知する制度。住民票の写し等の不正請求や不正取得を抑止し、個人の権利の侵害を防止することを目的としている。

実施計画

〈事業の柱〉

- ①人権啓発活動の充実
- ②学校・園所における取組の充実
- ③社会教育における取組の充実
- ④総合センター・集会所での取組の推進
- ⑤人権相談の充実
- ⑥インターネットモニタリングの充実
- ⑦事前登録型本人通知制度の周知
- ⑧土地忌避意識の払拭への取組

〈事業一覧〉

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
①人権啓発活動の充実		
啓発活動手法の研究・開発の促進	効果的な啓発活動を促進するため、何を(啓発内容)、誰に(対象)、何で(メディア)、いかに(表現)、誰が(実施主体)の5つの要素が有機的かつ的確に機能する啓発手法の研究・開発を進める。	人権啓発課 人権啓発センター
マスメディアの活用の促進	市民への人権情報の周知をより一層図るため、様々なマスメディアを活用して人権番組の放送やイベントの紹介などを行う。また、ホームページを活用して、情報を提供する。	人権啓発課 人権啓発センター
啓発誌等の充実	広く市民を対象に人権意識の高揚を図るため、各種人権啓発資料を作成し配布する。 ㊦人権標語・人権ポスターを募集し、その優秀作品を掲載した「標語付ポスター」、「特選作品ポスター」を作成・配布する。 ㊧人権学習会用資料「ともに学ぶ」を作成する。 ㊨人権啓発用DVD・パネル等を人権学習会の教材として貸し出す。 ㊩人権啓発センター広報誌「ゆいばる」を作成・配布する。	人権啓発課 人権啓発センター 人権教育課

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
人権啓発活動の 推進	⑦校区人権教育推進活動 姫路市連合自治会を活動母体として校区人権教育推進委員会を組織し、同和問題を重要な柱に人権意識の高揚を図り、共生のまちづくりに向けた人権文化の醸成を図る。 ①カリキュラムマネジメント推進事業 地域人材や専門的な知識・技能を有する者を活用し、様々な体験活動や交流活動を行う等、子どもの社会性や豊かな人間性の育成を目指す。また、地域社会において、子どもが主体的な活動を行うことにより、社会の一員としての自覚を深め、社会に貢献しようとする意欲や姿勢を育成する。 ⑦人権学習地域講座 地域住民や企業従事者・教師・関係機関職員などを対象に人権啓発のための講演会を実施し、人権意識の高揚を図る。 ⑤企業人権教育研修会 姫路商工会議所と連携のもと、企業従事者及び地域住民・教師・関係機関職員などを対象に人権研修の実施により人権意識の高揚を図る。 ④人権教育研究活動助成事業 様々な人権問題の解決を目標とした、市内の各学校園所・自治会及び社会教育諸団体並びに企業などで組織される姫路市人権・同和教育研究協議会に対して、事業活動の助成をする。	人権啓発センター 学校指導課 人権教育課
人権啓発及び交 流活動の促進	自分が住んでいる地域や校区に「愛着」と「誇り」を持ち、人と人との心豊かにつながる人権尊重のまちづくりを目指して、次代を担う子どもたちが、学校・地域等において、地域に住む人たちの協力のもと、人権啓発活動や交流活動に取り組む。 ・人権啓発交流推進事業	人権教育課

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
啓発事業の拡充	⑦人権文化をすすめる市民運動推進月間 ・「人権文化をすすめる市民運動推進月間」活動を充実させる。 ・横断幕、のぼり、立看板、懸垂幕の作成、人権パレード及び啓発グッズの配布、ラジオ、ケーブルテレビ、デジタルサイネージ※の活用等を行う。 ・行政、外郭団体、市民組織、企業、大学、学校園等、実施主体が相互に有機的な連携を強化した人権のネットワーク化を図る。 ④人権のつどいの開催 ・「人権のつどい」を「人権文化をすすめる市民運動推進月間」や「人権週間」中に開催し、講演会・コンサート・郷土芸能等を通して啓発や交流を推進する。 ・校区人権功労者表彰や人権ポスター・標語・表彰を通して人権思想の普及高揚を図る。 ⑦人権啓発展の実施 市の関係部局・関係団体をはじめ、企業・学校等と連携して、啓発展・作品発表会等を行い、全市民を対象としたイベントを繰り広げる。 ⑨各種イベントへの参画 市等が実施している様々なイベントに積極的に参画し、人権コーナーの設置や人権グッズの配布、街頭啓発などあらゆる機会を捉えた活動を展開する。 ⑩市民の人権作品の募集 市民を対象として、人権ポスター・標語等を募集し、人権意識の高揚を図る。	人権啓発課 人権啓発センター
		※デジタルサイネージ 電子看板のこと。動画を表示させたり、複数の画像を切り替えて表示させたりすることができ、より多くの情報を伝えられる。街中や駅、大型ショッピングモール、ホテル、病院、イベント等で活用されている。
②学校・園所における取組の充実		
学校人権啓発活動の充実	部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権課題の解消を目指して、教師・児童・生徒・保護者等の人権意識を高める。 ・人権啓発担当者研修 ・人権ルーム・コーナーの設置 ・各種人権作品の募集・啓発資料の作成等	人権教育課
中学校区群人権教育研修会の充実	人権尊重の精神を徹底し、様々な人権問題の解決と人権文化の創造に向けた小・中学校一貫した教育実践を積み重ね、教師としての人権意識を高めるとともに、次代を担う子どもたちの自立と共生の力を育む人権教育の充実を図る。	人権教育課

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
児童生徒支援教員の活動の推進	指導上の困難度が高く、かつきめ細かな指導を必要とする児童生徒に、特別の学習指導、生徒指導、進路指導の支援を行うために「児童生徒支援教員」を配置し、人権課題の解決につなげる。	人権教育課
指導者の研修事業の充実	市立幼・小・中・義務教育・高等・特別支援学校及び保育所の管理職を含む教職員を対象に人権教育についての研修会を実施し、人権意識の高揚を図る。 ・管理職研修 ・初任者研修 ・パワーアップ研修講座 ・幼稚園研修会 ・保育所(園)研修会	こども保育課 人権教育課 教育研修課
学校訪問の充実	㊦計画訪問 全市学校園を計画的に訪問し、授業参観や学校の取組などについてのヒアリングと、授業の指導助言や人権教育課の教育方針の伝達を行うことにより、人権教育の充実を図る。 ㊧要請訪問 学校の要請により、人権教育の研究授業を参観し、教職員と議論しながら授業や教材分析などについて指導助言を行うことにより、指導力の向上を図る。 ㊨推進訪問 同和地区出身者等、人権課題を有する児童生徒の教育状況の把握と、社会の発展に照応した能力を身に付けられるよう教育格差解消に向けた指導助言を行う。	人権教育課
高校や大学との連携	啓発ビデオ・人権パネル・学習資料等の貸し出しや提供のほか、各種研修会への参加案内、人権ポスター・標語等の募集・配布をする。また、学生の人権に関する意識状況の把握や学習の成果物を展示するなど、連携を強化して事業展開を図る。	人権啓発課 人権啓発センター 人権教育課
③社会教育における取組の充実		
講演会・研修会・学習会等の充実	市民及び企業などを対象に学習者のニーズに応える講演会、研修会・学習会等の充実を図り、自主的な研修会などへの支援を行う。 ㊦研修会等への講師派遣 自治会・婦人会等の各種団体の研修会や出前講座への講師派遣を積極的に進め、自主学習への支援を行う。	人権啓発課 人権啓発センター

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
	①企業等への講師派遣 企業等の事業所に対し、研修会への講師派遣を積極的に行うとともに、姫路商工会議所・姫路経営者協会や姫路公共職業安定所と連携して、経営者及び人事労務担当者に対して啓発を行い、さらなる人権意識の高揚に努める。 ⑦学習活動 人権啓発センターの見学と人権に関わる史跡、施設のフィールドワークを組み合わせたツアー、並びにセンターでの体験学習を行う。	
④総合センター・集会所での取組の推進		
人権啓発の住民交流促進	総合センター・集会所における相談活動や職員の巡回、地元各種役員などとの情報交換により地域住民の実態やニーズの把握に努め、多様で柔軟な活動が実施できるよう自治会など地域代表者を含めた運営委員会を開催する。 ○魅力ある啓発イベント等の開催 ・地域交流事業の拡充 地域の歴史や文化を生かした特色あるイベントなどの事業を実施し、広く周辺地域住民を含めた市民相互の交流を深め人権意識の高揚を図る。 ○館のグループ化による共同・広域事業の充実 ○地域活動グループの育成や利用者・住民の自主的活動の支援	人権総務課 人権啓発課
地域福祉向上の活動展開	○隣保館事業等の実施 ・隣保館デイサービス事業の実施 周辺地域を含んだ障害者及び高齢者が創作、軽作業、日常生活訓練等を実施し、自立の助長と生きがいを高める。 ・交流講座の実施 住民の福祉の向上に寄与する交流講座を開設し、利用者ニーズを把握しながら、参加者の増加を図る。 ・子育て支援、高齢者、障害のある人、外国人との交流会、多世代間交流などの地域福祉活動を展開する。 ○地域福祉向上の取組 ・関係機関との連携の強化により、アウトリーチなども含めた相談事業を充実させる。 ・関係機関と協力し健康相談・健康づくり教室等を開催する。 ・職員の研修を充実させ、地域福祉の知識を深める。 ○生活環境改善への取組 ・横断的な人権施策を推進し、生活環境の改善と生活の自立を促す事業に取り組む。	人権総務課 人権啓発課

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
開かれたコミュニティセンターとしての取組	○利用者の拡大に向けて ・貸館の促進 ・親しみやすい愛称をつける ・明るく利用しやすい館への工夫 ・交流講座や地域交流事業等の実施について、定期的なアンケート等を行い、利用者ニーズを把握する。 ○広報活動 ・総合センター・集会所広報誌の内容となる行事等の情報や人権に関する情報を充実させるとともに、総合センターのホームページについては全館の開設を目指し、広報活動を拡大する。 ・学校等と連携し、対象者に事業参加の呼びかけを行うことにより、開かれたコミュニティセンターとしての利用を促進する。 ・総合センター・集会所の所蔵する図書等をデータベース化して管理し、総合センターのホームページに掲載する等により、より多くの市民への貸出しを行う。 ○施設の管理運営 ・グループ化の体制及び事業実績を踏まえ、引き続き休日・夜間開館及び共同・広域事業を推進する。 ・国、本市の公共施設等の総合的適正管理の推進にあわせて、今後の方向性を検討していく。	人権総務課 人権啓発課
⑤人権相談の充実		
関係機関との連携の強化	相談者の人権に配慮し、市の関係課をはじめ神戸地方法務局 姫路支局・姫路人権擁護委員協議会等の関係機関との連携の強化を図る。	人権啓発課
相談窓口のPR	相談窓口の周知を図るため、マスメディアをはじめ、広報ひめじ、啓発誌などの様々な媒体によりPRするとともに、人権擁護委員の活動を積極的にPRする。	人権啓発課 人権啓発センター
⑥インターネットモニタリングの充実		
インターネットモニタリングの充実	インターネット掲示板等における部落差別等の差別書き込みのモニタリングを行い、悪質な差別書き込みについては削除要請を行うことにより、差別書き込みの早期発見と拡散防止を図る。	人権啓発課

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
⑦事前登録型本人通知制度の周知		
市民向けの広報、啓発の強化	本市では、住民票や戸籍謄本等の不正取得を防止するため、事前登録型本人通知制度を導入し、住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を本人等の代理人やその他の第三者に交付した場合に、本人(事前に登録した人)に対して、その交付した事実を通知している。本制度についてより一層の周知を図り、個人情報の不正利用の防止に取り組む。	住民窓口センター
⑧土地忌避意識の払拭への取組		
宅地建物の取引業者等や市民向けの広報、啓発の強化	㊦忌避意識に基づく土地差別の解消を図るため、姫路商工会議所や関係部署との連携のもと、宅地建物の取引業者や、業界団体への研修を行うほか、当該団体の総会等の機会を捉えて、直接ポスター掲示やチラシ配布の依頼を行うなど、啓発の強化を図っていく。 ㊧市民に対しては、講演会や研修会、パネル展などで土地差別問題を取り上げ、その解消に向けて啓発に努める。	人権啓発課 人権啓発センター

計画の進捗評価指標

〈事業名〉 指標	基準値	目標値 (令和 11 年度)	目標設定理由
〈人権啓発活動の推進〉 校区人権教育推進事業への参加者数	110,451 人 (令和 5 年度)	120,000 人	校区人権教育推進事業の参加者数を維持することにより、市民の人権意識の高揚を図る。
〈人権啓発活動の推進〉 校区人権教育学習会に参加して良かったと考える参加者の割合	79.8% (令和 5 年度)	80%	校区人権教育学習会の満足度を確認することにより、学習会の内容の充実を図る。
〈啓発事業の拡充〉 市民啓発活動(人権のつどい・人権啓発展)への参加者数	2,022 人 (令和 5 年度)	3,000 人	人権イベントの参加者数を増やすことにより、市民の人権意識の高揚を図る。
〈人権啓発の住民交流促進〉 地域交流事業(人権研修事業・市内ふれあい事業・市外交流事業・グループ事業)の参加者数	43,684 人 (令和 5 年度)	60,000 人	地域交流事業の参加者数を増やすことにより、市民の交流促進を図る。
〈相談窓口のPR〉 姫路市人権啓発センター(ゆいぱる)の認知度	21.9% (令和 3 年度)	50%	人権啓発の拠点施設として、姫路市人権啓発センター(ゆいぱる)の認知度を高めることにより、人権意識の高揚と差別の解消を図る。

計画改定で目指すべき成果指標	成果指標の測定方法	主管課
令和 11 年度の参加者数を 12 万人以上とする。	毎年度末に、校区人権教育庶務担当から提出される合計参加者数を基にして測定する。	人権教育課
人権学習会に参加者の令和 11 年度の満足度を 80%以上とする。	校区人権教育学習会における電子アンケート等において測定する。	人権教育課
人権のつどい、人権啓発展の参加者の令和 11 年度の満足度を 95%とする。	人権のつどい、人権啓発展における来場者アンケートにおいて測定する。	人権啓発課
令和 11 年度の参加者数を 6 万人以上とする。	毎年度末までに、総合センター・集会所から提出される合計参加者数を基にして測定する。	人権啓発課
姫路市人権啓発センターの認知度を 50%とする。	令和 8 年度に実施予定の「人権についての姫路市民意識調査」で、50%を目標とする。	人権啓発センター